

タキシラ碑文考

久保田 周

既に印仏研23(1)において、アショーカのタキシラ碑文に関するファンバッハの解説の紹介をなしたが、それ以後における若干の研究と論評をまとめたいと思う。アショーカのアラム語碑文中、タキシラ碑文は最も初期に発見されたものであるにもかかわらず、その文章解説は容易でなかつたという事情については、本碑文解説研究史が物語るところである。マールシャルの発見による大理石八角柱に刻まれたアラム文字による十二行一〇字のアラム語文章は、アラム語を使用せる官吏を対象に作成されたものであると推定される。バーネットの報告では、マールシャルからステロ版を受けとつた際に、「それが以前から破損された状態のままで、前一世紀の家屋中に発見された」と述べており、さらに、「柱の左の部分には何らの特長もなく、右側の記録は空白であることから、この側には他の文字が皆無であつたと想像される。表面は各所に傷がついている」と言う^③。以下解説研究史的に本碑文の内容と訳語の特異性について一、二の事を指摘したい。

バーネット、カウリーは、他に比較する材料もなく苦心して解説を試みたが、事実上不成功に終つた。一九三二年にフインクラーは一九一七年に発表したアンドレアスの遺稿に基づいて解説を試み、これをアンドレアスの名で公表したが、フインクラーはアンドレアスの幾つかの手書きの覚え書きが研究にとって重要なものであることを知りつつも、新しい写真版を入手し得ず、古いステロ版に基づいて賢明に読もうと努力した^④。これよりも先に一九二八年にヘルツヘルトは二、三の特筆すべき発見をした^⑤。彼の功績は三つある。第一に九行目と十二行目の王名を明白にブリヤダルシと認定したことである。彼は既知の有名な詔勅が、仏教的倫理訓に基づいて述べられていることを指摘し、それと無関係でないことをほめかしたのである。つまり、そのように語り得る王はブリヤダルシをほかにしては有り得ないと判断したのである。第二にヘルツヘルトは六行目の HWPYSTY ZNH において、冒頭の HW- はギリシア語の ω - に相当するとすれば、こ

れは道徳的領域の觀念であると指摘する。また彼は HW¹ は
 サンسكريットの *sa-* であるとも言う。この間の事情につ
 いては、今日われわれは *hupatyasi* を第一カンダハール碑
 文アラム語部分において同じ語を所有しているから、この語
 が同ギリシア語部分の *εὐφροσύνη* と対応し、且つ HWPTYSTY
 はイラン語であり、フラクリットの *susruša* とも対応するこ
 とを承知している。第三に彼は七行目の *BHWWRDH* に関し
 て、これは非セム語的語句であり、むしろインドの言語であ
 ると判断して、*bahuvrhi* と読み、フラクリットの *bahuvrhi-*
ham の音訳であるとみなした。以上がヘルツヘルトの功績で
 ある。さらに、一九四九年に、アルトハイムは本碑文の解説
 に当たつて、これは建造碑文であると提示した。アルトハイ
 ムによれば、アシヨールカ王が皇太子として、父ピンズーサー
 ラの権力の許に、ヴィジャイニ（或いはタキシラ）を含む西部
 地方を統治した。従つてこれをもつて碑文中のゾロアスター
 的觀念の理由に対する説明とするのである。しかしこれは前
 述のように、第一カンダハール碑文中のアラム語部分第六行
 目の HWPTYSTY と、タキシラ碑文第六行目のものとは全
 く同一の語であることから、この語がフラクリットの *susru-*
²*sa* のアラム語訳として公認されているという理由に基づき、
 摩崖、石柱等の中に刻まれた実践的ダルマの一徳目として意
 味をもつこの語が、アルトハイムが述べるようなアシヨールカ

王の皇太子説とは、かなりのへだたりを感じさせるものがあ
 り、むしろ率直に摩崖及び小摩崖に見られる倫理の反映と見
 ることの方が当を得ているようである。一九六九年にフンバ
 ッハはタキシラ碑文全体を摩崖詔勅四章シャーフバーズガリ
 ー文の一部であると認定した。彼の解説については既に紹介
 した通りである。フンバッハの研究においては残された部分は
 第一行目の六文字の判読に関するものである。これをどのよ
 うに読むかについて筆者の知る限りでは、アンドレアス等に
 よる *Zakrīta* (記念、言及)、或いは古くはバーネットの *hip-*
erit (私は刻んだ)、カウリーの *SDWQ* (記念) ぐらゐのもの
 である。

筆者はこれをフンバッハの説に基づいて考察したい。この
 部分に相当するフラクリット文は *tadīṣe aja vadhīte deva-*
namprīyasa priyadāśisa rāṇo であり、その内王名について
 は既に九、十二行目において *MRN PRYDR(S)* を所有して
 いるから、二行目の接続を考え合わせて、恐らく該当部分は
mareṇa ではないかと推定される。*mareṇa* の前には *aja* の
 アラム語相当語句として *K²et* が考えられ、従つてこの部分
 のアラム語は、*K²T MRN P[RYDR(S)]* となり、そのうちの
³*MRN P* の六文字が第一行目に該当すると考えられる。

次に二行目であるが *LDNYDPTY* のうち *DNMDPTY* を
 ダーミダータ、或いはドーメードーテーと読み、固有名詞の

ように考へて来たが、フンバッハはこれをブラクリット文の *dharmamussiya* の一部であるとして、*ḥadami dat* (制定されしダルマにつて) と訳している。*dama* がダルマの音訳であるとすれば、タキシラ碑文は第一カンダハール碑文中の *PTYTW* とは違った言葉で表現したことになる。ダルマの音訳としての *dama* は phonetic には、例えばヘブライ語、アラム語 *dama* が多岐にわたって意味をもっている。すなわち *peal*, *resemble*, *be like*, *compare*, *intend*, *ponder*, *imagine*, *come to rest*, *end*, *be silent*, *destroy* を表わす。もし *dama* と発音された時に、何らかの誤解を招くと考えることは当然であり、カンダハール地方の翻訳官がわざわざイラン語によってダルマを特別に意識して扱ったことの意義性が、上記の事柄から確からしさを与えることになる。ただタキシラ碑文の場合には、*ḥadami dat* と同義語が反覆されていることに注意を向けねばならない。これは恐らく「ダルマすなわち *dat* について」と訳すことが可能である。タキシラ地方のアラム語圏の人々は、元来ブラクリットの混成状態に置かれていた故に、音声において共通性を有する方が理解を容易ならしめたわけであり、且つ音訳部分の意味を言い添える必要があつたと見るべきであろう。ここでダルマは端的に *dat* であつたと言ひ得ることの意味はいつたい何であつたのか。

セム語圏の人々にとつて、その生活はウェーバーの言葉をまつまでもなく契約社会である。特にイスラエルの場合、旧約聖書に見られるように、そこに契約連合としてのベリースの意味が顕著に表明されている。七十人訳聖書でベリースを主として *ḥadāḥen* と訳したのは、紀元前二世紀の当時の社会事情の反映によるものであつて、むしろ古代イスラエルのベリースは *oath* であつたと言ひべきであるとウェーバーは述べている。契約連合体としての社会が成立して、初めてトーラーの意味が生じるのであるが、それをトーラーとは言わず *dat* と表現するところに、タキシラ碑文でのダルマとの関連における特殊性があると考えられる。西北インド一帯が、ヴァルナとジャティのもとに、いわゆるカースト制社会を形成していた中で、セム語圏の人々はアショークのダルマを契約としてではなく、規正と意識して自らの立場を守ろうとしたのである。ちなみにピブリカルアラム語では *dat* は *royal decree*, *state law* を意味していた。(ダニエル二・13、15、六・9、13、16、エゼキエル七・26等) 従つて *dat* はあくまでも *regulation* のニュアンスをもつものであり、タキシラの人々にとつては被征服者としての意識の伝統が、かかる *regulation* (エステル一・8、二・12、エズラ八・36) として意味をもつものであると考えられる。エズラ、エステル書がこの語を主として使用するの、捕囚におけるユダヤ人の圧迫下の重荷

が捕囚後に反映したのであり、それと事情が似通ってタキシラ碑文における状況についても言えるのではないかと考えられる。第一カンダハール碑文でダルマを *PTYTYW, sōoēβera* で受けとめた文化層と、タキシラ碑文でダルマを音訳 *dama* または *ḍṛa* として受けとめた文化層とは、明らかに異質であることを認めねばならないであろう。タキシラの状況に沿って考えれば、本碑文は、(一)シャフバーズガリー文のアラム語逐語訳として存在し、摩崖詔勅四章の重要性を殊更に表明する役割を果たしている。(二)文字の発達はアラム→カロシティであるにもかかわらず、碑文そのものはカロシティ→アラムの立場を明確化する。この事実はアショーカ時代において、なおアラム語が健全であるという強さを示していると言えるか。(三)マーシャルの報告によれば、タキシラにおいて年代的にはタキシラ碑文よりも後代の二つのカロシティ文字によるブラクリット碑文を發表している⁶⁾。その意味では(三)は(二)の傍証となるであろう。

第三にタキシラ碑文はその中に四つのイラン語の混入をゆるしていることが注目される。すなわち三行目 *nāgādōwata* (不殺生)、四行目 *‘araznša* (生命あるもの)、五行目 *huwardā* (長老)、六行目 *hupatyāsti* (よき従順)である。このように多くのイラン語の混入を許しており、これはむしろイラン＝アラム語とも言うべき特性をもつ言語が、アショーカのアラ

ム語碑文に存在することは、ブラクリット音訳による表現と共に、一大特長を示すと言うべきであろう。

タキシラ碑文は地理的にはスレーマン山脈の東側において、ダルマを「規正」と考え、西側の「敬虔、正義」と対立した概念を保有している。言語学的にはイラン＝アラム語としての特性を保有し、さらに思想的には摩崖詔勅四章中にある *dhammacarana* (五回出現)の意向をセム語圏に的確に伝えようとした事の実践論的事柄であると言えるであろう。

- 1 拙稿「アショーカにおけるアラム語碑文群の意義」印仏研23(1)39～67頁。② L. D. Barnett, *An Aramaic Inscription from Taxila*, JRAS, 1915, pp. 340-342. ③ F. C. Andreas, *Erklärung der aramäischen Inschrift von Taxila*, aus dem *Nachlaß* herausgegeben Dr. H. A. Vinkler, „Nachrichten“ Philologisch-Historische Klasse, 1931, pp. 7-9. ④ E. Herzfeld, *A New Asokan Inscription from Taxila*, *Epigraphia Indica*, XIX, 1928, pp. 251-253. ⑤ F. Altheim, *Inscriptio Asokas aus Taxila*, *Supplementum Aramaicum Aramäisches aus Iran*, 1957, pp. 9-20. ⑥ H. Humbach, *Die aramäischen Inschrift von Taxila*, Akademie der Wissenschaften und der Literatur, 1969 pp. 3-12. ⑦ トーマス・ウィーバー「古代のタヤ教」I 内田芳明訳、みすず書房昭和三十七年一二七一—一二三三頁。
- 8 J. Marshall, *Taxila*, vol. 3 Cambridge, 1951, plate 53, 80.